

「風さやか」統一米袋使用要領

平成 28 年 10 月 27 日
長野県・「風さやか」推進協議会

1 基本的な考え方

長野県産「風さやか」の品位等を消費者・実需者等へ伝えるため、長野県に帰属するロゴマークを使用した統一米袋（以下、「統一米袋」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を以下のとおり定める。

2 使用承諾及び管理を行う機関

長野県と「風さやか」推進協議会（以下、「協議会」という。）は、共同して統一米袋を管理・運用することとし、その使用の承諾に関する業務は協議会が行うこととする。

統一米袋の使用は、以下の条件をいずれも満たす場合に限る。

(1) 玄米に関する基準

県が別に定める地域別栽培基準に沿って栽培された、農産物検査法に基づく 1 等米であること。

(2) 精米に関する品位基準

- ①水分：16%以下であること
- ②白度：39%以上であること
- ③粉状質粒：6%以下であること
- ④正常粒：93%以上であること
- ⑤砕粒：5%以下であること
- ⑥その他：異物、異種穀粒が混入していないこと

(3) 精米等機械設備

精米に関する品位基準を満たすため、精米事業者は、以下の機械を備えているものとする。

- ①石抜機
- ②精米機
- ③砕粒選別機
- ④色彩選別機

3 こだわりプレミアムの表示

統一米袋を使用できる場合で、長野県原産地呼称管理制度認定品、信州の環境にやさしい認証認定品、特別栽培米については、統一米袋に「こだわりプレミアム」として表示することができるものとする。

4 統一米袋使用者の責務

統一米袋を使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 米トレーサビリティ法に基づき、次の事項を記帳し、3年間保存すること。（参考様式1，2参照）

- ①出荷・販売
- ②入荷・購入
- ③事業所間の移動
- ④廃棄

(2) 統一米袋の期首・期末在庫及び販売数量を記帳し、3年間保存すること。

5 使用の申請

統一米袋を使用する者は、使用前に別紙様式1号による申請を行い、協議会の承諾を得るものとする。

6 使用の承諾

協議会は、統一米袋の使用申請書の提出があったときは、2の(3)の内容を満たしているかを確認し、承諾の可否について別紙様式2号により通知するものとする。

なお、統一米袋の版権の使用については「別紙「風さやか」統一米袋の版権使用について」のとおりとする。

7 使用の報告

統一米袋使用者は、別紙様式3号により期首・期末在庫及び販売数量の報告をするものとする。

8 検査

協議会は必要に応じ、DNA検査等を実施することとし、統一米袋を使用する者は、協議会が実施する検査に協力することとする。

9 使用承諾の取り消し

次のいずれかに該当する場合は統一米袋の使用承諾を取り消すものとする。

- (1) 本規定に定める事項に違反し、統一米袋の不適切な使用が認められた場合。
- (2) 7の報告及び8の検査に応じなかった場合、又は事実を誤りが認められた場合。
- (3) その他統一米袋の信頼性を損ねるなど、協議会が使用禁止を適当と認めた場合。

10 損失補償等

- (1) 協議会は、統一米袋の使用を承諾したこと起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 使用者は、統一米袋を使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を受けなければならない。

11 その他

精米品質基準については、年度毎、協議会が実施する出来秋の品位目合わせにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

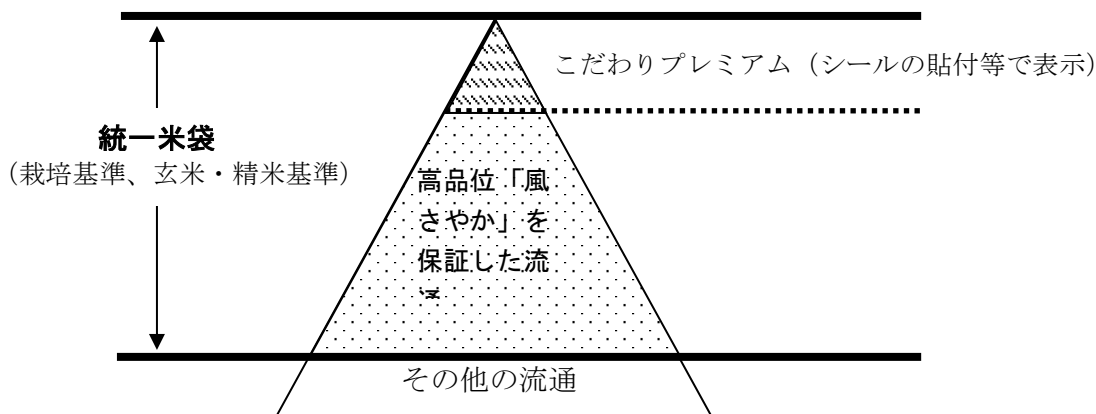
【参考】

◆精米に関する品位基準

(単位：全量に対する重量比%)

	水分	白度	粉状質粒	正常粒	砕粒	備考
風さやか	16以下	39以下	6以下	93以上	5以下	異物、異種穀粒が混入していないこと
(一社) 日本精米工業会	16以下	—	15以下	—	8以下	異物、異種穀粒0.1%以下 (但し、土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこと)

◆こだわりプレミアムの表示



「風さやか」統一米袋の版權使用について

協議会の承認を得た事業者は、下記のとおり統一米袋の版權を使用することができる。
発注は、事業者が各自で申込み先に連絡するものとする。

1 統一米袋の規格について

風さやか5 kg（精米）用（別添参照）
※他のアイテムについては現在検討中。

2 申込み先

株式会社 熊谷 長野営業所 担当 松林美順（所長代理係長）
住所：〒380-0914 長野市稲葉母袋 703-2
連絡先：電話 026-222-1850 FAX026-222-1858 E-mail matsubayasi@kumagai-co.jp

3 発注単位について

最低ロット 500 枚
※料金（送料含む）は別途申込み先との協議により決定すること。

【参考】統一米袋使用フロー図

